

一 條 鞭 法

梁 方 仲 著

中國近代經濟史集刊四卷一期

苟くも支那近世社會經濟研究者にとつて、國家財政

の基礎たる賦役制度と、流通貨幣としての銀の問題は、最も興味深きものであると同時に、又關心缺く可からざるものであらう。而も其の何れを研究する場合にも、過去から現代への繋に於ける一ターニングポイントとして、一條鞭法の重要性は見逃がすことが出来ない。それにも拘らず、我國現代史家の此の問題に關する研究發表の少きことは、辭典の該項目を借らねばならぬ程であつて、寔に九牛の一毛の觀がある。

一條鞭法の取扱ひ方、觀方には、從來より二つの傾向がある。

加藤 繁博士 「一條鞭法」(經濟大辭書)(經濟學辭典)

清水 泰次氏 「一條鞭法」(桑原博士還曆記念東洋史

論叢)

同 氏 「明代に於る役法の變遷」(史觀八號)

松本 善海氏 「一條鞭法」(東洋歴史大辭典)

等の外に、陳登原氏「中國田賦史」、陳伯瀛氏「中國田制叢考」等この問題に觸れた中國史學者も少くないが、是等の一群の論考は、明代に於ける賦役總徴の觀點から、一條鞭法を把握せんとしたものであり、一條鞭法研究の主要傾向である。これに對して他の觀點よ

りなされた一傾向がある。

沼田軈雄氏 「明代一條鞭法序説——租税と銀との關係について」(れきしとちり 一〇號)

小竹文夫氏 「支那租税上に於ける實物納と金錢納」(支那研究三九號)

清水泰次氏 「租税銀納の發達について」(東洋學報 二二卷三號)

これらは、銀の問題、殊に租税銀納に關聯して説かれたものであり、銀を租税として徴收せざるを得なくなつた點に一條鞭法の問題の中心があるのであるが、前者に比して逕庭の存するは、問題の性質上又已むを得ない。

以上の諸論考は、一條鞭法そのものを深く究めるでもなく、唯漫然と明史明史彙等の食貨の條の定義を借り自らの判斷を不用意の間に採用してゐるに過ぎず、先人顧炎武が天下郡國利病書中に、

條編(一條鞭法)者一切之名而非一定之名也(卷三八 山東四兗州府戶役論)

と喝破してゐるのを知らないものゝやうである。たまたま之を知るも、究明するの勞を厭つたかに思はれ

る。

一條鞭法の名稱は、明實錄、明史、明史彙、圖書編等に見えてゐるが、又條鞭法、條鞭、條編、單條鞭、一條邊、總編等とも呼んだ事は、前掲の史籍の外に、諸地方志や紀錄彙編中の諸編等を探ぐれば、簡単に抽出し得られる。一條鞭法は賦役に關する弊を救はんとする一つの便法であつて、内容の一定した名稱ではない。さればこそ其の呼び方も一定しない。便法は決して現代的な意味の法律の條文ではなく、あくまで一つの便法である。それを法律の條文と解することに由つて、研究者は大きな誤謬に陥り易い。此の點に關して注目されたのは、清水教授唯一人であるが、惜むらくは疑問を簡單に片附けられて、名の一定しないものは、自から實も一定しないであらう事を追究されなかつた。而もこの追究なくしては、幾何の筆紙をこれに費しても、それは砂上の樓閣に過ぎぬであらう。此の點を克明に論及したものが、即ち此處に取り上げた梁方仲氏の勞作である。

梁方仲氏は明代經濟史の専門家である。其の著書には「明代田賦制度」があり、其の論文には、

「明代戶口田地及田賦統計」(中國近代經濟史研) (究集刊三卷一期)

「明代『兩稅』稅目」(中國近代經濟史研) (究集刊三卷一期)

「明代糧長制度」(天津益世報史) (學雙週刊三期)

「田賦輸納的方式與道路遠近的關係」(天津益世報史) (學雙週刊三期)

「一條鞭的名稱」(中央日報) (史學七期)

がある。今此處に紹介せんとする「一條鞭法」は、民國二十五年即ち昭和十一年の舊述に屬してはゐるが、紹介あるべくして紹介なく、批判さるべくして批判されてゐない。而もその論ずる所は詳細且つ科學的である。今その内容を見るに、本論第一章に於いて一條鞭法の合併編派の方法及び其の程度を論じて、

一、各項差役の合併

1、合併編派の方法(及其實例、原則)

2、合併の程度

二、各項稅糧的合併

1、田地種類及其科則的合併

2、稅糧的合併

三、役與賦的合併

1、役與賦合例編派的實例

② 2、合併編派の方法

3、合併編派的程度

4、一條鞭的會計方法

の三節に大別し、その夫々に就いては相當に詳しく論じてゐる。言ふ迄もなく一條鞭法は、部分的にせよ將た又全部的にせよ、兎に角これらの糧役の合併徵收法を指して名付けたものである。第二章に於いては、その徵收及び期限を取扱ひ、

一、徵收期限的合併

1、役的合併徵收

2、賦的合併徵收

3、役與賦的合併徵收

二、徵收上管理的合併

とした。以上賦と役との總徵と云ふ觀點から、最も詳細に論じ來つた梁氏は、更に眼を租稅銀納の方面へ轉じて、第三章の「用銀繳納」(實施狀況及其對徵收期限的影響)をものした。

第四章徵收解運制度上の變遷

一、民收民解的制度及其流弊

二、官收官解制度的成立

三、官收官解手續的說明(附庫藏及傾鎔銀兩事宜)

の第二節中第二項に於いて、又同じ關心から「官解（用銀與官解的關係）」を述べてゐる。かく一條鞭法を、賦役總徴の點から觀ると同時に、租稅銀納の方面への關心を怠らず、分析解釋を爲した點に、此の論文の正當さと優秀さがある。併しながら、その論文の目次を一見しても判るように、現代中國史學界の通弊である所の機械的立論に走り、あまりにも機械的な正確さの故に、此の論文は歴史的價値を減じてゐる。支那に於ける土地所有形態の相違、銀錢比價、產物産業の差異等の經濟的地理的事情、該立法に織り込まれた人間的要素等に關して觸れる所が殆んど無く、其の結果として非常に平面的な叙述に終つてゐることは、此の論文の缺點であり、讀者をして隔靴搔痒の感を懷かしめる。

一條鞭法は前にも述べたやうに、一定した法律ではなく、一つの傾向に名付けられた名稱であるから、今これを一條鞭法運動と呼ぼう。即ち一條鞭法運動は、賦役制度の觀點からすれば、人頭稅から財産稅への轉化運動として理解される。徵稅、徵役と人口調査、耕地調査とは密接な關係があり、増稅は常に地方地主等

の妨害を被つて行はれず、且つ一部官僚の思想を形造つてゐる儒教の農本主義より、増徴には反對者多く、その間、迂餘曲折を経て、結局力役から人頭稅へ、人頭稅から財産稅へと轉移して、遂には地主が増稅されるを得なかつた事情は、明一代に限らず、歴代王朝に見られる所であるが、明代に於けるかゝる轉移即ち一條鞭法運動が、官僚の餘りにも公式主義的な採用と地方地主の利害を代表する農本主義者の反對から、特に北方に於いて、一大社會問題となつてゐる點こそ、今後に残された又最も興味ある研究問題であらう。而もその間に銀問題の錯綜してゐることを思へば、梁氏がこの方面に對して、更に論究を進められんことを期待する。兎にも角にも、この論文あることによつて、從來の諸論はその基礎付けを得たものと謂ふべきである。

(堀井一雄)